8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分				注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 生活機能向上連 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携加 算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニン グ加算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行 われる場合	
イ 介護予防特定 (1日につき)	定施設入居者生活介護費	要支援1(×70/100		- 18単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき + 12単位	1日につき + 120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設人服者生活介護費 (1日につき 55単位)				単位)		×70/100								1日につき + 20単位	指定は期付置 1 選に 1類程度の診断介護が必要とされた者 1054等位 1 選に 1類程度の診断介護が必要とされた者 2165等位 1 選に 1類程度の診断介護が必要とされた者 2165等位 (要支援するをに関ふ) 3344等位 (要支援するをに関ふ) 3344等位 第支援が 3165等位 プルールールールールールールールールールールールールールールールールールール
(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (1日につき 3単位を加算) (1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算) (1日につき 4単位を加算) (1日につき 4単位を加算)															
(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18時後を加算() (1日につき 18時後を加算() (1日につき 12年後を指導() (1日につき 12年後を指導() (1日につき 12年後を設置() サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算() (1日にのき 6単位を加)) (1日にのき 6単位を加算() (1日にのき 6単位を加算() (1日にのき 6単位を加)) (1日にのき 6単位を10単位を10単位を10単位を10単位を10単位を10単位を10単位を10		加算() () () () () () () () () () () () () (
(1) 介護職員処遇改審加算() (2) 介護職員処遇改審改審加算() (2) 介護職員処遇改審改審加算() (1月にDき・所定単位×82/1000) (3) 介護職員処遇改審加算() (4) 介護職員処遇改審加算() (4) 介護職員処遇改審加算() (5) 介護職員処遇改審加算() (7月にDき+(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改審加算()			000)	注所定単位は、イから	二までにより算定した	単位数の合計									

限度額 要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費											
基本	部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山簡地域等に居住する者へのサー ビス提供加算							
	車いす 車いす付属品		[[[
	単119 11周回 特殊容台			交通費に相当する謎の1/3に相当する証券事業所の所在地に適用される1 単位の単値で除して得た単位数を加算 (個々の用具ことに貸与費の 1/3を限度)							
	特殊寝台付属品										
	床ずれ防止用具	交通費に相当する額を事業所の所在	交通費に相当する額の2/3に相当								
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要し	体位変換器	地に適用される1単位の単価で除して	する額を事業所の所在地に適用され る1単位の単価で除して得た単位数を								
(現に指定力設予的価値用契具与に安し た費用の額を当該事業所の所在地に適用	手すり	侍に単位奴を川昇	Ho data								
される1単位の単価で除して得た単位数)	スローブ		(個々の用具ごとに貸与費の								
	步行器		2/3を限度)								
	歩行補助つえ										
	認知症老人徘徊感知機器	[]	[]	!							
	移動用リフト	11									
	自動排泄処理装置	!	!!								

: 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

要支援「又は要支援2の者については、車いす、車いすが軍品、特殊寝台・特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)